

社会福祉法人翔栄会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人翔栄会の役員及び評議員等の報酬について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別紙1により報酬を支払うことができる。なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬)

第4条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

- 2 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 3 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 4 監事が、理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費規定に基づき旅費等を支給することができる。

- 2 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員に対しては、本規定に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬の基準として公表する。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

付 則

この規程は、平成29年 6月23日より適用する。

別表1 (日額)

名 称	報 酬
理事会出席報酬	10,000 円
評議員会出席報酬	10,000 円

別表2 (日額)

名 称	報 酬
理事長業務報酬	10,000 円
理事及び評議員業務報酬	10,000 円
監事監査指導報酬	10,000 円